

コロナに負けず、営業と暮らしを守ろう 融資や助成金も活用し元気に頑張りましょう

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業でお困りの世帯の皆様へ

生活福祉資金 特例貸付のご案内

高知県社会福祉協議会 R2.3.23

令和2年3月25日(水)から受付を開始します。

相談・申込受付時間：午前9時～午後5時(土曜、日曜、祝日は除く)

受付窓口はあなたが今お住まいの「市町村社会福祉協議会」です

借入申込みにあたっては、申請される方とその世帯員について現在の状態が確認できる書類が必要です。

なお、生活保護受給者や債務整理中の方、暴力団員が属する世帯は対象となりません。

緊急小口資金 (一時的な資金が必要な方)

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額
原則として、一世帯につき一回限り10万円以内
但し、次の(1)～(5)など特に必要と認められる場合は、一世帯につき一回限り20万円以内
 - (1)世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
 - (2)世帯員に要介護者がいるとき
 - (3)世帯員が4人以上いるとき
 - (4)世帯員に①または②の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
 - ①新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
 - ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
 - (5)世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
 - (6)(1)から(5)までに掲げるもののほか、特に資金の貸付需要があると認められるとき
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間終了後2年以内
- 貸付利子 無利子 ● 連帯保証人 不要

総合支援資金(生活支援費)(生活の立て直しが必要な方)

- 貸付対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額 (二人以上)月20万円以内・(単身)月15万円以内
- 貸付期間 原則3月以内
- 据置期間 貸付の日から1年以内
- 償還期限 据置期間終了後10年以内
- 貸付利子 無利子 ● 連帯保証人 不要

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが貸付要件となります。

手続き簡単。最高80万円(緊急小口20万円+総合支援60万円)の貸付あり。
社協の職員がアドバイスし、15分程度で書類は作成できます。1週間程度で貸付されます。
申し込みは地元の社協へ。

県も新たに融資制度を創設しました。
高知県信用保証協会の100%保証、日本政策金融公庫の制度など様々な国・県メニューがあります。

■税金や厚生年金保険料の延納もできます。

■雇用調整助成金や臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援なども使って従業員の雇用を守りましょう

民商はあなたを 応援します

安芸民商0887-35-4432
香美郡民商0887-52-4031
南国民商088-864-3623
高知民商088-833-0666
仁淀川民商088-852-0422
須崎民商0889-42-5201
中村民商0880-34-4107

創設

県内の中小企業のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症対策関連融資

新型コロナウイルス感染症の影響で、売上高等の減少に見舞われた県内中小企業者を支援するため、新たな融資制度を設けていますので、ご活用ください!

〈新型コロナウイルス感染症対策融資〉

事業者の皆様が保証協会に支払う保証料を県が負担します。

【対象となる方】

県内の中小企業者のうち、以下の条件のいずれかに当てはまる方
(農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く)

ア 新型コロナウイルス感染症に起因して、最近1月間の売上高等が前年同期に比べて減少している方
イ 今後、売上高等の減少が見込まれる方

貸付限度額		1億円
償還期間(据置期間)		12年以内(うち4年以内) ※危機関連保証は10年以内(うち2年以内)
貸付利率	セーフティネット保証4号 危機関連保証に該当する方	2.07%以内(金融機関等の審査を経て決定します)
	セーフティネット保証5号 上記以外の方	2.27%以内(")
保証料率	セーフティネット保証4・5号 危機関連保証に該当する方	0.0%
	上記以外の方	0.1%

〈新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度〉

事業者の皆様が金融機関に支払う据置期間中の利息を県が負担します。

※事業者の皆様が支払われた利息を、後ほど金融機関を通じてお返しします。

【対象となる方】

県内の中小企業者のうち、以下の条件のいずれかに当てはまる方
(農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く)

ア セーフティネット保証4号の認定を受けている方
イ セーフティネット保証5号の認定を受けている方
ウ 危機関連保証の認定を受けている方

貸付限度額		1億円
償還期間(据置期間)		12年以内(うち4年以内) ※危機関連保証は10年以内(うち2年以内)
貸付利率	セーフティネット保証4号 危機関連保証に該当する方	2.07%以内(金融機関等の審査を経て決定します)
	セーフティネット保証5号 上記以外の方	2.27%以内(")
利子補給率(期間)	セーフティネット保証4号 危機関連保証に該当する方	2.07%以内(当初決定した据置期間以内)
	セーフティネット保証5号 上記以外の方	2.27%以内(")

【申込み先】

取扱金融機関 銀行、信用金庫、信用組合の県内本支店等
金融機関・保証協会による審査の結果、ご希望に添い兼ねる場合がございますので、あらかじめご了承下さい。
【お問い合わせ】高知県商工労働部経営支援課(県庁5階) TEL:088-823-9695
【HP】高知県経営支援課 又は <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>